

## ○山岳遭難防止対策要領の制定について

(平成 22 年 3 月 23 日例規第 89 号)

この度、総合的な山岳遭難防止対策を図るため、別添のとおり「山岳遭難防止対策要領」を定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしたので、地域の実情に即した総合的な施策を推進し、山岳遭難防止対策に万全を期されたい。

なお、静岡県警察山岳遭難救助隊の運営に関する訓令の制定について（昭和 58 年甲通達外第 28 号）は、廃止する。

別添

### 山岳遭難防止対策要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、山岳遭難防止のための諸施策及び諸活動を総合的に推進するとともに、山岳遭難発生時における捜索救助を的確に行うため、安全な登山のための広報啓発活動、山岳遭難救助体制、山岳警備その他必要な事項について定めるものとする。

#### 第 2 発生実態の把握等

##### 1 山岳遭難の発生実態の把握

管内に山岳を有する署の長（以下「署長」という。）は、発生実態に応じた的確な広報啓発活動、パトロール活動及び捜索救助活動を図るため、過去において管内で発生した山岳遭難、危険箇所等の実態を把握し、資料として整備しておくものとする。

##### 2 基礎資料の整備

署長は、前記 1 の資料その他山岳遭難防止対策の施策及び捜索救助活動を行う上で必要な次の資料を作成し、整備しておくものとする。

(1) おおむね次に掲げる事項が把握可能な管内の山岳及びその周辺地域の図面（縮尺 1/5,000～1/50,000）

- ア 登山口からの最寄り駅、バス停及び駐車場までの距離及び所要時間
- イ 登山口、下山口及び登山コースの途中にある山小屋その他の退避可能な施設の名称、管理者及び通信手段の有無並びに登山口及び下山口から当該施設までの距離
- ウ 携帯電話の通話又はメールの送受信可能地点
- エ 過去における山岳遭難の発生地点及びその概要
- オ その他必要と認められる事項

(2) 次に掲げる関係機関、団体等（以下「山岳関係機関」という。）に係る連絡窓口、構成員等を記載した書面

- ア 山岳遭難防止対策協議会（事務局を含む。）
- イ 静岡県内の森林管理者その他山林又は山岳地帯の管理者

- ウ 山岳会、猟友会等の管内の山岳に詳しい団体
- エ 消防機関などの山岳救助組織
- オ 登山者が多数利用するバスなどの交通事業者
- カ 山岳遭難発生時に民間救助隊として活動可能な者

### 第3 山岳遭難防止のための必要な措置

#### 1 山岳遭難防止施設等の実態把握

署長は、登山シーズン前に、山岳関係機関と協力し、登山道及び山岳遭難防止のために設置している登山道標、危険表示板等（以下「山岳遭難防止施設」という。）並びに第2の1及び2の資料の内容について実地踏査などを行い、管内の山岳遭難多発地域の地形・地物、登山道及び登山危険箇所の状況並びに山岳遭難防止施設の破損状況を点検し、補修などを要し、又は新たに設置すべき山岳遭難防止施設の実態を把握するものとする。

#### 2 山岳遭難防止施設の拡充整備

署長は、前記1による実態把握の結果に基づき、山岳関係機関に申し入れるなどして、次に掲げる山岳遭難防止施設の拡充整備に努めるものとする。

- (1) 登山口、登山コース等の重要地点に、山小屋、登山コース、地形、登山危険箇所等を明示した登山指導標を設置すること。
- (2) 山小屋、駅、停留所、登山口等の登山の起点となる場所に、登山上の留意事項、気象情報等を告知するための情報掲示板を設置すること。

### 第4 広報啓発活動

#### 1 安全な登山、山岳遭難防止等の広報啓発活動の推進

- (1) 署長は、次に掲げる事項について、適宜、その特徴的傾向を踏まえつつ、重点的な広報啓発活動を行うものとする。
  - ア 最近の山岳遭難の原因及び身近な事例
  - イ 山岳遭難防止のための心得及び留意事項
  - ウ 経験豊富なリーダーの下でのパーティーの編成
  - エ 単独登山その他無謀な登山の回避
  - オ 無理のない登山計画の作成
  - カ 事前に提出する登山計画書の効用並びに警察への積極的な提出及び提出方法
  - キ 自己責任意識の啓発
  - ク その他必要な事項
- (2) 署長は、前記(1)に規定する活動の実施に当たっては、山岳関係機関と連携し、次に掲げる方法等により行うものとする。
  - ア 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関への素材提供のほか、市町広報紙（誌）、町内会の回覧板、有線放送、署等のホームページ、交番・駐在所

のミニ広報紙、交番速報等あらゆる広報媒体を積極的に活用すること。

イ 登山に関する専門雑誌等への素材提供

ウ リーフレットなどの広報資料を作成し、登山の起点となる JR などの駅、登山口、案内所、交番・駐在所その他登山者が集中する場所において掲出、配布及び現場で指導すること。

エ 学校、団体等に対する広報資料の配布、専門の職員（山岳遭難救助隊員などをいう。）による講演、個別指導等を行うこと。

## 2 登山者の実態把握

署長は、山岳遭難にあった者（以下「遭難者」という。）の捜索及び救助に極めて有効となる登山者カード（登山直前に提出する登山計画書をいう。）については、登山口に設置された登山ボックスなどに備え付け、登山者に積極的な記入を促し、登山者の実態把握に努めるものとする。

## 3 山岳関連情報の収集等

県本部地域課長（以下「地域課長」という。）及び署長は、山岳遭難防止対策を適切に行うため、山岳関係機関との緊密な連携を保ち、登山者の登山情報、山岳遭難危険箇所の発見、山岳遭難の発生等の山岳関連情報を収集するとともに、必要な情報は、適宜、報道機関に素材提供するものとする。

# 第5 山岳遭難救助体制の構築

## 1 県本部山岳遭難救助隊の設置

### (1) 設置及び構成

ア 県本部山岳遭難救助隊（以下「本部山岳救助隊」という。）は、県本部地域課に置く。

イ 本部山岳救助隊は、隊長、副隊長、小隊長、班長及び班員（以下「本部山岳救助隊員」という。）をもって構成する。

ウ 隊長及び副隊長にあつては警部又は警部補相当職の者を、小隊長及び班長にあつては警部補又は巡査部長相当職の者を充てる。

エ 前記ア及びイに掲げる者のほか、山岳救助の技術向上を図るため、隊長の下に指導員を置くことができる。

### (2) 任務

本部山岳救助隊は、富士山、南アルプス等の高度な技術を要する山岳における捜索、救出、救護及び登山者の遭難事故防止などに関する活動に当たることを任務とする。

### (3) 本部山岳救助隊員の指名

ア 所属長は、次に掲げるいずれかに該当する者のうち適任者を県本部山岳遭難救助隊員（指名・解任）上申書（様式第1号）により地域課長を経由して本部長に上申するものとする。

- (ア) 身体強健及び意志強固で協調性があり、勤務成績が優秀な者
- (イ) 原則として、巡査部長以上の階級の者にあつては所定の任用科を、その他の隊員にあつては初任補修科の教養課程を修了している者
- (ウ) 富士山、南アルプス等の登山経験を有する者又は平素から山岳遭難救助に関心を持っている者

イ 本部山岳救助隊員が属する所属の長（以下「関係所属長」という。）は、配置換え、昇任、病気その他の理由により本部山岳救助隊員を解任する必要があると認めたときは、県本部山岳遭難救助隊員（指名・解任）上申書により、速やかに地域課長を経由して本部長に上申するものとする。

ウ 本部長は、前記ア又はイの規定による上申を受けた場合において、これを承認するときは、その旨を当該上申に係る職員が属する所属の長に通知するとともに、当該職員に対して指名・解任書（様式第2号）を交付するものとする。

#### (4) 指揮監督

ア 地域課長は、本部山岳救助隊の業務を掌握し、本部山岳救助隊の運用、教養訓練その他の管理に当たるものとする。

イ 隊長は、地域課長の命を受け、副隊長、小隊長、班長及び班員を指揮監督し、本部山岳救助隊の効果的運用に努めなければならない。

ウ 副隊長は隊長を、小隊長は隊長及び副隊長を、班長は隊長、副隊長及び小隊長を補佐し、部下の隊員を掌握しておかななければならない。

#### (5) 隊員の信条

本部山岳救助隊員として指名された者は、誇りと自覚をもって行動し、厳正な規律のもとに一致協力して任務の遂行に当たらなければならない。

#### (6) 隊員の服装

隊員の服装は、救助活動にふさわしいものとし、左腕に山岳救助隊標章（別図）を着装するものとする。

#### (7) 名簿の作成

関係所属長は、自所属に在籍している本部山岳救助隊員の県本部山岳遭難救助隊員名簿（様式第3号）を作成し、写しを地域課長に送付するものとする。

### 2 署における山岳遭難救助隊の設置等

署長は、管内の山岳遭難の発生状況、登山者数等を踏まえ、遭難発生時における迅速かつ的確な捜索救助活動を図るため、署山岳遭難救助隊（以下「署山岳救助隊」という。）の設置に努め、山岳遭難に係る初動対応力の強化を図るものとする。

#### (1) 地域課長との協議

署長は、署山岳救助隊を設置するときは、次に掲げるいずれかに該当する者

の中から署山岳救助隊の隊員を指名するなど、あらかじめ地域課長と協議を行うものとする。

ア 身体強健及び意志強固で協調性があり、勤務成績が優良な者

イ 原則として、初任補修科の教養課程を修了している者

ウ 過去に本部山岳救助隊員として指名を受けていた者又は平素から山岳遭難救助に関心を持っている者

## (2) 報告

署長は、署山岳救助隊を設置した場合には、署山岳救助隊編成表（様式第4号）により地域課長を経由して地域部長に報告するものとする。

## 3 出動の基準等

### (1) 署山岳救助隊

署長は、次の要件に該当する場合で、署山岳救助隊の派遣が必要であると認めるときは、署山岳救助隊の出動を命ずるものとする。

ア 山岳遭難の発生を認めた場合

イ その他必要がある場合

### (2) 本部山岳救助隊

ア 署長は、山岳捜索救助活動に高度な技術を要すると認めた場合には、県本部山岳遭難救助隊派遣要請書（様式第5号。以下「派遣要請書」という。）により地域部長に対し本部山岳救助隊の出動を要請するものとする。

イ 地域部長は、次の要件に該当する場合で、本部山岳救助隊の派遣が必要であると認めるときは、関係所属長に対し本部山岳救助隊の出動を命ずるものとする。

(ア) 前記アに規定する署長から出動の要請があった場合

(イ) 山岳遭難の発生を認めた場合

(ウ) その他必要がある場合

ウ 関係所属長は、前記イに規定する出動を命ぜられたときは、速やかに自所属の本部山岳救助隊員を派遣しなければならない。

エ 前記イの規定により出動した本部山岳救助隊は、出動要請し、又は出動先の地域を管轄する署の長の指揮の下において活動するものとする。

## 4 装備資機材の整備等

本部山岳救助隊員及び署山岳救助隊の隊員（以下「隊員等」という。）は、山岳遭難救助用の装備資機材について、必要に応じて直ちに使用することができるよう常に点検及び整備を怠らないよう努めなければならない。

## 5 教養訓練等

(1) 隊員等は、平素から、山岳救助活動に必要な登山技術、装備資機材の操作要領、遭難者の搬送要領、山岳無線の通話要領等について実戦的な教養訓練を行

い、知識及び技能の向上に努めるものとする。

- (2) 地域課長は、特に高度な山岳救助技術の向上その他本部山岳救助隊の効果的な活用を図るため、本部山岳救助隊員を招集し、教養訓練等を行わなければならない。
- (3) 署長は、自所属における山岳救助技術の向上を図るための教養訓練を実効あるものとするため、派遣要請書により、本部山岳救助隊の派遣を要請することができるものとする。この場合において、地域部長は、当該要請をした署に本部山岳救助隊を派遣するものとする。

## 第6 山岳警備の実施

### 1 登山パトロール等の実施

地域課長及び署長は、山岳関係機関と連携して、登山パトロールを強化するとともに、登山口からの最寄り駅、バス停等において、登山者に対して安全登山を啓発する声掛けなどを実施するものとする。

### 2 登山相談所の設置等

多数の登山者が集中する富士山、南アルプス等を管轄する署の長は、山岳遭難防止対策協議会及び市町と連携し、必要な時季に登山口に登山相談所を設置して、登山者に対する登山計画書の提出の呼び掛け、山岳情報の提供、現場指導等を行い、山岳遭難の未然防止を図るものとする。

## 第7 捜索救助活動の実施

### 1 捜索救助活動を行う場合の事前検討

地域課長及び署長は、遭難が予想される者の関係者（以下「関係者」という。）から山岳遭難の届出があった場合には、遭難が予想される者の動向、足取り、当時の気象状況、地理的条件等を十分に検討するものとする。

### 2 連絡体制の確立

地域課長及び署長は、山岳遭難の発生を認知し、又は登山者名簿などにより遭難したと予想される事案が発生したときは、速やかにその後の円滑な情報連絡について山岳関係機関との調整を行うなど連絡体制を確立するものとする。

### 3 迅速かつ的確な捜索救助活動の実施

- (1) 捜索救助活動は、気象状況や地理的条件を考慮の上、迅速かつ的確に実施するとともに、出動に際しては、現場の指揮体制を明確にし、装備資機材を効果的に活用するほか、活動中における二重遭難事故の防止について特段の配意をするものとする。
- (2) 山岳遭難の届出を受けて初動対応に当たる署の長は、関係者からの聴取又は現場の状況から、本部山岳救助隊、航空隊、警察犬等の出動が必要であると認めるときは、時機を失することなく定められた方法により支援を要請するものとする。

#### 4 山岳関係機関との連携

山岳遭難の形態、規模等から大規模な捜索を必要とする場合には、捜索範囲、方法、連絡体制等を山岳関係機関と協議するなどして、有機的かつ一体的な捜索救助活動が行われるよう努めるものとする。

#### 5 関係者への対応

地域課長及び署長は、署地域課幹部などを対応責任者に指定し、捜索状況などを適宜説明するなど、関係者の心情を理解した対応に努めるものとする。

#### 6 捜索打切りの判断

署長は、捜索の長期化、気象の変化等により捜索を中止し、又は打ち切る場合には、山岳関係機関との協議及び関係者の意見を考慮して決定するものとする。

### 第8 報告

地域課長及び署長は、山岳遭難の発生及び山岳遭難防止対策を効果的に推進するための事項について、地域部長が別に定めるところにより、報告するものとする。